

## 伊豆の国市企業立地設備投資奨励金交付取扱要領

制定 平成30年3月30日決裁

改正 令和6年3月22日決裁

改正 令和7年12月26日決裁

### 第1 定義

- (1) 要綱第2(1)に規定する「組合」は、それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行う組合とする。
- (2) 要綱第2(2)イの生産性とは、物的労働生産性又は価値労働生産性をいい、次に掲げる方法で算出した数をいう。
- ア 物的労働生産性とは、生産量を従業員の数で除した数
- イ 価値労働生産性とは、生産額を従業員の数で除した数
- (3) 要綱第2(3)ウに規定する「別に市長が定めるもの」とは、商品の販売を主たる目的とした施設をいう。
- (4) 要綱第2(4)イ及び(5)イただし書に規定する「市長が別に定める場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいい、これにより要綱第2(4)イに規定する期間内に業務を開始することが困難な企業等は、業務開始予定日の3月前までに、要綱第5の事前協議変更書を提出するものとする。
- ア 工場等の設置に当たり、法令による土地利用の規制に係る行政手続に時間をする場合
- イ 設備投資額（用地取得費及び造成工事費を除く。）が30億円以上の大規模な工場等の設置で、当該期間内に業務を開始することが困難な場合
- ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う工場等の設置で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要する場合
- エ 建物の完成又は機械の設置完了後、工場等の業務を開始するまでの間に法令により義務付けられている行政手続に時間を要する場合
- オ 公共事業や公共イベント等への協力により工場等の設置が中断する場合
- カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難な場合

### 第2 補助要件

- (1) 要綱及びこの要領において、「従業員の数」とは、雇用保険法上の一般被保険者の数と、雇用保険法上の高年齢被保険者の数との合計数（パートタイマー

は、1／2換算とする。以下同じ。)をいう。なお、「パートタイマー」とは、雇用保険法上の一般被保険者又は高年齢被保険者であって、一週間の所定労働時間が30時間未満である者をいう。

- (2) 要綱第2(2)アの「1人以上増加すること」とは、特定企業等の従業員の数について、当該事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と事業に着手した日の属する月前1年間の各月の末日の数を合計し12で除した数を比較し、前者が後者より1人以上増加していることをいう。また、イ「0人以上1人未満増加」とは、同様の方法で算出した数が0以上1人未満増加していることをいう。
- (3) 要綱第2(2)イの「10パーセント以上向上すること」とは、物的労働生産性又は価値労働生産性について、業務を開始する日の属する月から起算して25か月目から36か月目までの1年間の平均と事業に着手した日の属する月前1年間の平均を比較し、前者が後者より10パーセント以上増加していることをいう。

### 第3 申請

- (1) 要綱第2(2)イに該当する場合は、要綱第9(1)の規定によるほか、別紙1「雇用者数及び生産計画一覧表」を提出する。
- (2) 子会社及び関連会社等により事業を実施する場合は、要綱第6(1)及び第9(1)によるほか、別紙2「親子会社等に関する説明書」を提出する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年度分の奨励金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年度に着手した企業立地設備投資奨励事業に対する奨励金については、なお従前の例による。

### 附 則

この改正は、令和6年度分の奨励金から適用する。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の伊豆の国市企業立地設備投資奨励金交付取扱要領の規定は、令和8年1月1日以降に用地を取得(賃貸借を含む。以下同じ。)し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業

に着手した工場等の新設及び増設については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 改正前の様式により提出されている申請書等は、改正後の様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 別紙1 (用紙 日本工業規格A4縦型)

雇用者数及び生産計画一覧表

企業名

	特定企業等の当該事業所					
	県内に住所を有する一般被保険者及び高年齢被保険者		生産品目	1 生産量 ( /月)	2 生産額 (百万円/月) (該当する番号を○で囲むこと)	生産性 f=e/a
	うち正従業員 a=b+c/2	うちパートタイマー b c		d	e	
前1年間の平均 ( 年 月～ 年 月)	(1/2換算)					
後1年間の平均 ( 年 月～ 年 月)	(1/2換算)					
後2年間の平均 ( 年 月～ 年 月)	(1/2換算)					
後3年間の平均 ( 年 月～ 年 月)	(1/2換算)					

※要綱上の従業員数…雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者。パートタイマーは1/2換算。

※前1年間の平均…事業着手日の属する月の前月から起算して前1年間の平均 (1/2換算前に小数点以下切捨)

※後1年間の平均…業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均 (1/2換算前に小数点以下切捨)

※後2年間の平均…13か月目から24か月目までの1年間の平均 (1/2換算前に小数点以下切捨)

※後3年間の平均…25か月目から36か月目までの1年間の平均 (1/2換算前に小数点以下切捨)

※生産品目…特定企業等の当該事業所で生産される主な品目を記入

別紙2（用紙　日本工業規格A4縦型）

親子会社等に関する説明書

1 親子会社等の所在地及び名称

（1）親会社

名 称

所在地

（2）子会社

名 称

所在地

（3）関連会社

名 称

所在地

2 親子会社等の間の役割分担

会社	工場等の設置	償却資産の購入	設置工事等における事業内容
合計			

※添付書類

- ・親子会社等の間の株式の所有状況を証する書類
- ・親子会社等の間の業務委託内容が分かる書類
- ・親子会社等の間のリース契約内容が分かる書類
- ・親子会社等による事業全体の事業計画書（交付要綱様式第5号）